

焼津市競争入札参加資格審査 新規登録申請要領（建設工事関連業務）

焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱に基づく新規登録申請の方法等は以下のとおりです。

1 提出方法

- 郵便による送達又は持参（受付月の末日必着）
- 提出書類はA4サイズ（原本類がA4でない場合は、A4に変倍）で作成し、番号順に重ねてください。

2 提出先（問合先）

〒425-8502 焼津市本町二丁目 16 番 32 号

焼津市総務部契約検査課契約担当

電話 054-626-1119（直通） F A X 054-626-1136

3 受付期間等

- 受付期間は、下表の各受付月の初日から末日までです。

受付月	審査月	登録日
6 月	7 月	8 月 1 日
10 月	11 月	12 月 1 日
2 月	3 月	4 月 1 日

- 各受付月の末日が土・日曜日又は祝日の場合は、前日の平日を期限日とします。
- 審査により入札参加資格を備えていると認められた場合は、登録日から入札参加資格の効力が発生します。
- 入札参加資格者名簿（焼津市競争入札参加資格登録業者一覧）をホームページで公開します。

4 登録受付業種

- 別表を参照してください。

5 申請要件

- 新規申請を行うためには、次に定める入札参加資格要件をすべて備えていなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2) 登録希望業種において、法令上必要とする登録がある場合は登録を受けていること。
- (3) 入札参加資格審査申請日の 1 年以上前から申請に係る事業を行っていること（申請に係る法令上必要とする登録を受けてから 1 年以上その事業を営んでいることをいう。）。
- (4) 法人税（個人事業主の場合は、申告所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 焼津市が課するすべての税の滞納がないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（申請者が個人事業主である場合にあってはその者を、申請者が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）であること。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が、経営に実質的に関与していること。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

6 業者区分

■申請者が有する本店等の主たる営業所の所在地に基づき次のとおり区分します。

- (1) 市内業者 焼津市内に主たる営業所を有する者
- (2) 市外業者 市内業者以外のもの

7 提出書類

- (1) 提出部数 1部
- (2) 提出書類

提出書類名		備考	業者区分	
			市内	市外
1	焼津市競争入札参加資格申請書	様式1号（申請区分の ☐ 建設工事関連業務 を選択）	○	○
2	登録希望業種表（建設工事関連業務）	様式2号	○	○
3	法令や登録規程に基づく登録の証明書類の写し	・様式2号記載の登録業種に係る法令又は登録規程に基づく登録証など ・申請日において有効期間内のもの ・様式2号記載の希望業種に係る任意制度に基づく登録証など ・委任先の営業所等に法令の登録が必要な場合は、営業所に係る登録を証明するもの	△	△
4	登記事項証明書等	いずれも発行日から3か月以内のもの（写し可）		
	法人の場合	商業・法人登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書	○	○
	個人事業主の場合	ア 身分証明書（事業主が日本国籍の場合で本籍地の市区町村が発行したもの）又は住民票（事業主が外国籍の場合）	○	○
		イ 成年被後見人等として登記されていないことの証明（全国の法務局、地方法務局の本局戸籍課窓口へ申請してください。郵送による場合は東京法務局への申請となります。）	○	○
5	営業所一覧表	国土交通省様式に準拠	○	○

6	業務経歴書 ※1	様式5号 ・様式の内容を満たしていれば、書式は問いません。 ・登録希望業種ごとに作成してください。ただし、直近2年以内に実績がない業種については提出不要です。 ・登録希望業種として「建築関係建設コンサルタント業務」又は「土木関係業務」を登録する者のみ提出してください。	△	△
7	技術者経歴書 ※2	国土交通省様式に準拠（参考様式） ・様式の内容を満たしていれば、書式は問いません。 ・登録希望業種として建築関係建設コンサルタントの「建築一般・意匠・構造・暖冷房・衛生・電気・建築積算・機械積算・電気積算」を登録する者のみ提出してください。	△	△
8	財務諸表	・貸借対照表、損益計算書（写し可） ・終了した直近の事業年度分のもの	○	○
9	納税証明書等	いずれも発行日から3か月以内のもの（写し又は国税の電子納税証明書を可とする）		
	法人の場合	ア 焼津市が課するすべての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明するもの（焼津市が発行する完納証明書） ※3	○	△
		イ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）について未納の税額がないことを証明する納税証明書（税務署様式その3の3） ※4	○	○
	個人事業主の場合	ア 焼津市が課するすべての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明するもの（焼津市が発行する完納証明書） ※3	○	△
		イ 国税（申告所得税、消費税及び地方消費税）について未納の税額がないことを証明する納税証明書（税務署様式その3の2） ※4	○	○
10	使用印鑑届兼委任状※5	様式3号（委任期間の設定不要）	○	○
11	印鑑証明書	発行日から3か月以内のもの（写し可）	○	○
12	誓約書	様式4号	○	○
13	システム利用届 ※6	焼津市電子入札運用基準第1号様式（電子入札用）	△	△
14	利用者登録番号発行通知書の返信用封筒	システム利用届を提出する場合 ・長形3号封筒に切手貼付 1枚 ・返信先を記入すること。	△	△
15	組合員名簿	事業協同組合や協業組合等の場合	△	△
16	共同受注規約	事業協同組合や協業組合等の場合	△	△
17	提出書類チェックリスト	様式6号（当該提出書類とともに提出）	○	○

適用： 「○」は提出必須。「△」は該当する場合に提出。

【注】

※1 「業務経歴書」について

○登録希望業種の建築関係建設コンサルタント業務、土木関係業務を登録する場合のみ、直近2年以内の主な契約を記入し提出してください。実績がない場合は不要です。

※2「技術者経歴書」について

- 登録希望業種で建築関係建設コンサルタントの「建築一般・意匠・構造・暖冷房・衛生・電気・建築積算・機械積算・電気積算」を登録する場合のみ提出してください。
- 技術者経歴書の様式については、国土交通省の統一様式を参考にして作成していただければ結構です。また、参考様式をホームページに掲載しますのでご活用ください。

※3「焼津市が課するすべての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明するもの（焼津市が発行する完納証明書）」について

- ご提出いただく書類は、完納証明書です。納税証明書ではありませんのでご注意ください。
- 焼津市役所本庁舎内の市民課又は大井川庁舎内の大井川市民サービスセンターで、税証明書交付請求書にて完納証明書を請求してください。その際に運転免許証などの身分を証明するものが必要です。
- 焼津市が課する税について滞納繰越分も含め未納がある場合は、未納分を納付していただいた後、一定期間を過ぎないと完納証明書が発行されませんのでご注意ください。
- 市外業者の方は、課税されている場合には提出してください。未提出でのちに申請日時点での未納が確認された場合は、入札参加資格者名簿から抹消されますのでご注意ください。

※4「法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書」について

- 免税業事業者の方についても未納がない旨の納税証明書（法人の場合は、税務署様式その3の3。個人事業主の場合は、その3の2。）が発行されますので、必ず提出してください。
- 電子納税証明書で提出する場合は、メールタイトルを「入札参加申請・納税証明書在中 ○株式会社」等とし keiyaku_kensa@city.yaizu.lg.jp へ電子メールを送信してください。

※5 代理人及び委任先営業所の登録について

- 代理人を定める場合は、使用印鑑届兼委任状の「2. 受任者が本市と契約する場合」にて届け出てください。
- 代理人は1人とし、その代理人が属する1営業所のみ登録できます。登録希望業種ごとに分けて複数の代理人や複数の委任先営業所を登録することはできません。
- 登録業種のうち「測量業務」と「建築関係建設コンサルタントのうち建築一般」については、委任先営業所にも法令に基づく登録が必要です。
- 焼津市では下記8に示すように「更新制」を採用しているため、委任期間を定める必要はありません。代理人の変更がない限り提出した委任状は有効です。代理人を変更する際に変更届とともに新たな委任状を速やかに提出してください。

※6「システム利用届」について

- 焼津市では、建設工事関連業務に係る入札案件は基本的に電子入札で執行していますので、既に電子入札用のICカードを所有している場合は提出してください。

※7「受付の確認」について

- 申請書提出の際には、市からは、申請書類が受付されたことを証する受付票は発行しません。
- 受付確認が必要な方に対しては、以下のとおり対応します。
 - ・申請書類送達の場合は、切手を貼付した確認用はがき（返信先を記入のこと）を同封していただければ、受付印押印後、速やかに送付します。
 - ・申請書類持参の場合は、様式1号の写しをご用意いただければ、受付印押印のうえ返却します。

※8 各様式について

○提出書類の各様式は、当市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてください。

<https://www.city.yaizu.lg.jp/business/bid-contract/sanka-toroku/shikaku-koji/shinki-index/shinki-itaku.html>

8 入札参加資格の有効期間と更新申請の手続きについて【重要】

- 焼津市では、入札参加資格審査申請については「更新制」を採用しています。
- 更新制は、入札参加資格者の「決算日」を基準にして一定の有効期間を与えるものです。つまり、入札参加資格者ごとに有効期限日が異なります。この有効期限日の10日前までに所定の更新申請を行うことで、入札参加資格が更新されます。
- 新規登録申請又は更新申請の際に提出する財務諸表の基準となった決算日の属する月の翌月から起算して1年7カ月目が有効期限となります。
- 「焼津市競争入札参加資格審査 更新申請要領（建設工事関連業務）」及び「入札参加資格の更新申請Q&A」を必ず参照してください。

9 変更事項の届出について

- 入札参加資格者名簿に登録された事項に変更が生じた場合は、速やかに届出を行ってください。
- 詳細は「焼津市競争入札参加資格 変更届出要領（建設工事関連業務）」を参照してください。

10 業種追加登録申請について

- 新規登録後に業種追加登録を希望する場合は、新規登録申請と同様の受付期間（6月、10月、2月）に、申請をしてください。
- 詳細は「焼津市競争入札参加資格審査 業種追加登録申請要領（建設工事関連業務）」を参照してください。

11 入札参加資格者名簿からの抹消について

- 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、入札参加資格者名簿から抹消します。
 - (1) 個人事業主が死亡したとき。
 - (2) 個人事業主が廃業したとき。
 - (3) 法人が合併又は破産手続開始決定等により消滅し、又は解散したとき。
 - (4) 法人が合併又は破産手続開始決定以外の理由により解散したとき。
 - (5) 入札参加資格要件に該当しなくなったとき。
 - (6) 登録業種がすべて抹消されたとき。
 - (7) 入札参加資格者名簿の登録事項に変更が生じた場合に届出を怠ったとき。
 - (8) 申請内容に虚偽があったとき。
 - (9) 入札参加資格者名簿からの抹消を申し出たとき。
- 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、当該登録業種を入札参加資格者名簿から抹消します。
 - (1) 入札参加資格者が登録業種に必要な法令の登録を失ったとき、又は登録業種に係る事業を廃止したとき。
 - (2) 入札参加資格者名簿に登録された営業所が登録業種に必要な法令の登録を失ったとき。
 - (3) 入札参加資格者が登録業種について、入札参加資格者名簿からの抹消を申し出たとき。

12 審査結果について

- 入札参加資格審査の結果、登録月から入札参加資格者名簿への登録が認められた場合、各申請者あてに個別の審査結果の通知は行わず、審査月下旬に、当市ホームページに審査結果の一覧を掲載しますので、ご確認ください。
- なお、入札参加資格審査の結果、入札参加資格者名簿への登録が認められない場合は、否認した旨を通知します。

別表

業 種		登録業種に必要な法律の登録
測量業務	測量一般	測量法第 55 条第 1 項に基づく登録（委任先を設ける場合は、委任先の支店等も登録がされていること）
	地図調整	
	航空測量	
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般	建築士法第 23 条第 1 項に基づく登録（委任先を設ける場合は、委任先の支店等も登録がされていること）
	意匠	
	構造	
	暖冷房	
	衛生	
	電気	
	建築積算	
	機械積算	
	電気積算	
	工事監理(建築)	
	工事監理(電気)	
	工事監理(機械)	
	調査	
	耐震診断	
	地区計画及び地域計画	
建設コンサルタント業務	河川、砂防及び海岸・海岸	
	港湾及び空港	
	電力土木	
	鉄道	
	道路	
	上水道及び工業用水道	
	下水道	
	農業土木	
	森林土木	
	水産土木	
	廃棄物	
	造園	
	都市計画及び地方計画	
	地質	
	土質及び基礎	

	鋼構造及びコンクリート	
	トンネル	
	施工計画・施工設備及び積算	
	建設環境	
	機械	
	電気電子	
土木関係業務	地下埋設物調査	
	漏水調査	
	交通量調査	
	環境調査	
	経済調査	
	分析・解析	
	宅地造成	
	電算関係	
	計算業務	
	資料等整理	
	施工管理	
地質調査業務		
補償コンサルタント業務	土地調査	
	土地評価	
	物件	
	機械工作物	
	営業補償・特殊補償	
	事業損失	
	補償関連	
	総合補償	